

令和2年松前町規則第4号

松前町長の権限に属する事務の一部を松前町農業委員会に委任する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和2年3月13日

松前町長 岡本 靖

松前町長の権限に属する事務の一部を松前町農業委員会に委任する規則の一部を改正する規則
松前町長の権限に属する事務の一部を松前町農業委員会に委任する規則（平成22年松前町規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (委任事務) 第2条 町長は、次に掲げる町長の権限に属する事務を農業委員会に委任する。 (1) 省略 (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号） <u>第4条第3項第1号</u> に規定する利用権設定等促進事業に関する事務 (3) 省略 | (委任事務) 第2条 町長は、次に掲げる町長の権限に属する事務を農業委員会に委任する。 (1) 省略 (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号） <u>第4条第4項第1号</u> に規定する利用権設定等促進事業に関する事務 (3) 省略 |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。